

## 学校運営協議会制度実施要項

平成31年4月1日 施行  
令和8年4月1日 改正  
倉敷市教育委員会

### 1 趣 旨

これからの学校は、保護者や地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む必要がある。

そこで、学校と保護者及び地域住民等は「地域で育てたい子ども像」や「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有し、それぞれが当事者意識をもって児童生徒の成長を支えていく学校づくりを進めていくことが大切である。

このため、倉敷市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、学校及び保護者と地域住民等が目標やビジョンを共有し当事者意識をもって学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を実施するための有効な支援体制を構築するため、学校運営協議会制度を実施する。

### 2 内 容

#### (1) 協議会の役割

校長の求めによらず、学校の運営方針や教育活動、学校と地域社会との連携等、学校運営に関して意見を述べるができる、一定の権限を有する合議制の機関。

ただし、個々の教員の教育活動、人事異動、プライバシーに関すること、校長の権限に属すること及び教育の中立性を侵すことは除く。

#### (2) 委員の委嘱等

委員は、学校や地域の実情等に応じ、次の中から校長が推薦し、市教育委員会が委嘱する。校種間の連携強化を図るため、関係学校（保育園・こども園を含む。）の校長等を積極的に委嘱することが望ましい。

- ・ 保護者の代表
- ・ 地域の有識者
- ・ 地域の関係諸団体の代表
- ・ 地域の関係機関の長
- ・ 学識経験者
- ・ 校長及び教職員
- ・ その他、教育委員会が必要と認める者

#### (3) 委員の人数

委員の人数は20名程度とし、学校や地域の実情等を踏まえ教育委員会が対象学校の校長と協議の上、決定する。なお、小学校では10名程度、中学校では15名程度、義務教育学校及び複数校合同の場合は20名程度が望ましい。

#### (4) 委員の任期

委員の任期は原則として1年とするが、再任は妨げない。ただし、同一人が長期にわたって就任することのないよう配慮する。期中に一度も会議への出席がなかった委員は、原則再任しない。

#### (5) 委員の報酬

ア 委員の報酬は年額6,000円とする。

イ 複数の協議会に属する委員には、それぞれについて報酬を支払う。

ウ 倉敷市職員のうちから職務により任命された委員及び学校運営協議会が設置された学校の教職員である委員については、報酬を支給しない。

エ 委員は、報酬を受け取るにあたり、報酬の支払いに必要な事項を市教育委員会に届け出ること。様式は別途教育委員会が定める。

オ 報酬は辞退することができる。その場合、別途定める様式で届け出ること。

カ 各学校はエ及びオにより提出された届出を取りまとめ、毎年7月15日までに市教育委員会に提出する。

#### (6) 会 議

ア 委員が一堂に会して意見を述べ合うため、会議を開催する。

イ 会議の開催回数は、年度当初及び年度末を含め年3～5回程度を基本とし、学校の実情に応じて、会長が決定する。

ウ 会議は、会長が召集する。

エ 会議は、委員の過半数の出席により開催できる。

オ 議事について利害を有する委員は、当該議事に関して審議することができない。

#### (7) 事務

委員に関する事務は、校務分掌上に位置付けるものとする。

#### 3 計画

各学校は、毎年5月15日までに「学校運営協議会実施計画書」(様式1)、「学校運営協議会委員名簿」(様式2)及び「学校運営協議会規定」(様式自由)を市教育委員会に提出する。

#### 4 報告

各学校は、毎年3月15日までに「学校運営協議会実施の成果及び反省事項」(様式3)を市教育委員会に提出する。

## 倉敷市立倉敷翔南高等学校学校運営協議会会則

### (目的)

第1条 この会則は、倉敷市立倉敷翔南高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (趣旨)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

### (基本的な方針の承認)

第3条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校運営に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校評価に関すること。
- (4) その他校長が必要と認めること。

### (組織)

第4条 校長は、次に掲げる者のうちから、協議会の委員に適任であると認める者を、教育委員会へ推薦する。

- (1) 保護者
  - (2) 地域住民
  - (3) 同窓会関係者
  - (4) 学識経験者
  - (5) 学校運営に資する活動を行う者
  - (6) 校長及び教職員
  - (7) その他必要と認める者
- 2 協議会に、会長1名、副会長1名を置く。
  - 3 委員定数は、20人以下とする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、毎年度3回会長が招集する。

- 2 必要に応じて臨時に会長が招集することができる。

### (庶務)

第6条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

### (その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議する。

### 附 則

#### (施行日)

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

## 倉敷市立倉敷翔南高等学校学校運営協議会 傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市立倉敷翔南高等学校学校運営協議会（以下、「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻までに、協議会の会長（以下「会長」という。）の傍聴許可を受けなければならない。

2 先着順で傍聴の申請を受け付けるが、会長が定める傍聴人数に達した場合は受け付けを終了する。

3 前項の規定にかかわらず、新聞、テレビその他報道に携わる者で会長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 会議を妨害するおそれのあるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(1) 議事に批評を加え、又は意見を表明しないこと。

(2) 私語、談話その他の発言や拍手をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) スマートフォン等、その他の音声を発生する機器については、使用しないこと。

(6) 写真、ビデオ等の撮影、又は録音等をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第5条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、又は退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第6条 会長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(その他)

第7条 会議は原則公開としているが、協議会が特別の事情があると認める場合は、非公開とする。

2 前各条のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従わなければならない。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 倉敷市立学校評価実施要綱

### (目的)

第1 学校における教育活動や、その他の学校運営の状況について、適切に評価が実施され、その結果に基づいた改善方策の検討等が各学校で推進されることを目的として、学校評価に係る実施要綱を定める。

### (自己評価の実施)

第2 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、適切な評価項目を設定し、自己評価をする。

### (自己評価結果の公表及び報告)

第3 学校は、自己評価結果を地域・保護者に広く公表するとともに、教育委員会に報告する。

2 第3の1による公表及び報告は、当該年度末までに行うものとする。

### (自己評価委員会の設置)

第4 学校は、自己評価を実施するため、自己評価委員会を設置する。

### (自己評価委員会の構成)

第5 自己評価委員会は当該学校の教職員をもって構成する。

2 自己評価委員会に委員長を置き、校長（園長）をもって充てる。

3 自己評価委員会の委員は、委員長が任命する。

4 委員長は、自己評価委員会を招集し、主宰する。

5 自己評価委員会に副委員長を置く。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

7 委員の任期は1年以内で、教育長が別に定める期間とする。

### (自己評価委員会の所掌事務)

第6 自己評価委員会は、次の事務を所掌する。

(1) 自己評価項目の決定に関すること。

※なお、自己評価項目には学校いじめ問題対策基本方針に基づく、いじめ防止等の取組に関する項目を位置付けること。

(2) 教職員・保護者・幼児児童生徒等を対象とした評価の実施に関すること。

(3) 自己評価結果の分析に関すること。

(4) 自己評価結果を踏まえた改善方策の検討に関すること。

(5) その他委員長が必要と認めること。

### (幹事会の設置)

第7 委員長は、自己評価の実施及び自己評価結果の分析・検証をするため幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、当該学校の教職員をもって構成する。

3 幹事会の委員は、自己評価委員会の委員が兼ねることができる。

4 幹事会の委員は、第5の2による委員長が任命する。

(学校関係者評価)

第8 学校は、自己評価の結果等について、学校関係者による評価（以下学校関係者評価）を実施するよう努めるものとする。

- 2 学校は、学校関係者評価を実施するため、学校関係者評価委員会を設置することができる。
- 3 学校関係者評価委員会は、当該学校の教職員を除き、当該学校の保護者及び当該学校の関係者をもって構成する。
- 4 学校関係者評価委員会の委員は校長（園長）が指名し、教育長が承認する。
- 5 学校関係者評価委員会の委員の任期は1年以内で、教育長が別に定める期間とする。
- 6 学校評議員は、学校関係者評価委員会の委員を兼ねることができる。

(学校関係者評価の報告)

第9 学校関係者評価を実施した学校は、評価結果を教育委員会に報告する。

- 2 第9の1による報告は、当該年度末までに行うものとする。

(その他)

第10 本要綱に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。